

消費者庁文書決裁規程

〔平成21年9月1日〕
消費者庁訓令第7号
最終改正 令和元年9月3日

（目的等）

- 第1条 この訓令は、大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2により置かれる特命担当大臣をいう。以下同じ。）及び消費者庁長官（以下「長官」という。）の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項の専決について（令和元年9月2日付け府総第266号－1又は令和元年9月2日付け府総第266号－2。以下「内閣総理大臣承認」という。）により大臣又は長官の専決とされた事項を含む。）について決裁の順序その他必要な事項を定めることにより、決裁文書の適正かつ円滑な処理を図り、もって、責任の所在の明確化及び行政事務の能率的な運営に資することを目的とする。
- 2 消費者庁における文書決裁に関し他の消費者庁訓令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（心得）

- 第2条 決裁文書は、消費者庁における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに消費者庁の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるようにするものとしなければならない。
- 2 決裁文書は、平易、明確かつ簡潔に起案しなければならない。
- 3 決裁文書には、当該文書の説明を行うための資料として、所要の概要資料、参考資料、引用法文等を添付するものとする。ただし、簡易なものについては、この限りでない。
- 4 前項の概要資料を作成したときは、作成年月日及び作成した課室等の名称を記入する。

（大臣の決裁）

- 第3条 消費者庁の所掌に係る事務について内閣総理大臣の権限に属する事項のうち内閣総理大臣承認により大臣の専決とされた事項については、大臣の決裁を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、他法令の制定若しくは改正に伴い当然に必要とされる用語の整理その他の形式的な変更をする場合その他の軽微な行政事務

を処理する場合であつて大臣の決裁を受ける必要がないときとしてあらかじめ次長が定める場合又は大臣の決裁を受けることを要しないとあらかじめ大臣が認めた場合に該当するときは、次条の規定に基づき処理するものとする。

(消費者庁の政策の遂行に関する事項の決裁)

第4条 消費者庁の所掌に係る事務について、長官の権限に属する事項及び内閣総理大臣の権限に属する事項のうち内閣総理大臣承認により長官の専決とされた事項のうち、消費者庁の政策の遂行に関するものの決裁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める者が専決処理することができる。

- (1) 特に重要なもの 大臣
- (2) 許可、認可その他の申請に対する処分（以下「許認可等」という。）に関するもののうち軽微なもの 次長
- (3) 指定の取消し、認定の取消しその他の事業者等に対する不利益処分に関するもののうち軽微なもの 次長
- (4) 事業者等に対して行う公権力の行使に当たる報告徴求、立入検査その他の行為（以下「調査等」という。）のうち軽微なもの 課長（参事官を含む。以下この条、次条第1項第2号及び第6条第1項において同じ。）
- (5) 法令及び諸規定の制定及び改廃に関するもののうち軽微なもの 課長
- (6) 補助金、委託費その他の予算の執行を伴う施策の遂行に関するもののうち軽微なもの 課長
- (7) 許認可等、不利益処分、調査等に当たらない連絡、調整、伝達その他の行為に関するもの 課長
- (8) 前各号に規定する事項以外の事項に関するもの 長官

(消費者庁の事務の遂行に関する事項の決裁)

第5条 消費者庁の所掌に係る事務について、長官の権限に属する事項及び内閣総理大臣の権限に属する事項のうち内閣総理大臣承認により長官の専決とされた事項のうち、前条に規定するもの以外の事項の決裁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める者が専決処理することができる。

- (1) 重要なもの 長官
 - (2) 軽微なもの 課長
 - (3) 前2号に規定する事項以外の事項に関するもの 次長
- 2 前項の規定にかかわらず、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の庶務に関する事務及び調査委員会の行う調査の援助に関する事務のうち、調査委員会又は委員長の決定に関する事項の決裁は、事故調査室長が専決

処理することができる。

(その他の事項に関する決裁)

第5条の2 前3条に規定する事項のほか、特命担当大臣、長官、次長、審議官、課の長又はこれらの者に相当する者の名義により行う事項についての決裁は、前3条に規定する事項の例により行うものとする。

(合議)

第6条 決裁すべき事項の内容が他の課に関係のある場合には、主管課の課長の決裁を経た後、当該他の課の課長の決裁を受けなければならない。

2 次の各号に掲げる内容について決裁を要する場合には、総務課長（第2号のうち別表において参事官の所掌とされている事項については参事官とする。第7条第5項及び第6項並びに第8条第2項において同じ。）の決裁を受けなければならない。

(1) 第4条第4号から第6号までに掲げるもの

(2) 消費者庁組織令（平成21年政令第215号）第5条に規定する総務課の所掌事務に関するもの

3 前項の規定にかかわらず、前項の規定に基づき総務課長又は参事官の決裁を受けなければならないこととされている事項のうち総務課長が指定する事項は、その決裁を受けないこととすることができる。

(順序)

第7条 大臣の決裁を受けなければならない事項については、大臣の決裁を受ける前に、副大臣の決裁を受けなければならない。

2 副大臣の決裁を受けなければならない事項については、副大臣の決裁を受ける前に、大臣政務官の決裁を受けなければならない。

3 大臣政務官の決裁を受けなければならない事項については、大臣政務官の決裁を受ける前に、長官の決裁を受けなければならない。

4 長官の決裁を受けなければならない事項については、長官の決裁を受ける前に、次長の決裁を受けなければならない。

5 次長の決裁を受けなければならない事項については、次長の決裁を受ける前に、総務課長の決裁を受けなければならない。

6 総務課長の決裁を受けなければならない事項については、担当審議官の決裁を受けなければならない（担当審議官がある場合に限り、歳入予算又は歳出予算の執行（当該執行のためにする訓令等の制定又は改廃を含む。）に関する

もの（交付金の交付に係るもの及び事業の委託に係るものを除く。）の決裁を除く。）。

（大臣及び長官の権限との関係）

第8条 この訓令は、大臣が消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第4条に規定する事務を掌理すること及び長官が決裁の委任を受けた者に対し当該委任に係る事項について指揮監督することを妨げない。

2 第4条及び第5条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、大臣、長官、次長、審議官又は総務課長の決裁を求めることができる。

3 長官は、この訓令の規定により決裁を委任した事項であっても、必要があると認めるときは自ら決裁を行う。

4 長官は、この訓令の規定（前2項による場合を含む。）により自ら決裁を行う事項について、必要があると認めるときは、大臣の決裁を受けることとする。

（特例）

第9条 決裁者が出張、休暇その他の事由により不在であるときは、特に至急に処理しなければならない事案については、直近の下位者が代理して決裁することができる。

2 前項の規定により決裁をした者は、事後において速やかに、その旨を当該決裁者に報告するものとする。

3 総務課長は、事案が軽微であることその他特別の理由により、この訓令の他の規定による手続を経ることを要しないと認める事案について、当該事案に係る決裁の委任を受けた者の決裁が終了したものとして、自ら処理し、又は指定する職員に処理させることができる。

4 この訓令の運用に関し疑義のあるときは、総務課長が決定する。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、文書の決裁等に関し必要な事項は、次長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日消費者庁訓令）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日消費者庁訓令）

この訓令は、平成24年10月26日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則（平成26年6月20日消費者庁訓令）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日消費者庁訓令）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月8日消費者庁訓令）

この訓令は、平成27年7月8日から施行する。

附 則（平成28年3月31日消費者庁訓令）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月15日消費者庁訓令）

この訓令は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（令和元年消費者庁訓令第11号）

この訓令は、令和元年9月3日から施行する。

別表

担当	職務
総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 機密に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。 2 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。 3 消費者庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。 4 消費者庁の保有する情報の公開に関すること。 5 消費者庁の保有する個人情報の保護に関すること。 6 消費者庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（消費者政策課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。）。 7 消費者庁の事務能率の増進に関すること。 8 国会との連絡に関すること。 9 広報に関すること。 10 消費者庁の情報システムの整備及び管理に関すること。 11 消費者庁の所掌事務に関する訴訟に関すること。
参事官	<ol style="list-style-type: none"> 1 機密に関すること（総括係の業務に限る。）。 2 消費者庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。 3 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。 4 長官の官印及び庁印の保管に関すること。 5 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 6 消費者庁の行政の考査に関すること。 7 消費者庁の機構及び定員に関すること。 8 消費者庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。 9 消費者庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。 10 東日本大震災復興特別会計の経理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。 11 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。 12 庁内の管理に関すること。 13 消費者庁所属の建築物の営繕に関すること。 14 消費者庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 15 消費者庁の職員に貸与する宿舍に関すること。 16 消費者庁の所掌事務に関する情報の分析及び統計に関すること。 17 消費者庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 18 課徴金の徴収に関すること。

- | | |
|--|---|
| | <p>19 消費者庁の所掌事務に関する不服申立てに関すること。</p> <p>20 国立国会図書館支部消費者庁図書館に関すること。</p> <p>21 前各号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p> |
|--|---|

(第3条関係) 大臣の決裁を受けることを要しないとあらかじめ大臣が認めた場合

承認日	事項	起案	専決処理者	備考
2015.04.24	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)の規定に基づく登録適正化機関の登録及び更新	取引対策課	長官	
2019.09.03	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の変更	食品表示企画課	長官	

(第4条関係) 消費者庁の政策の執行に関する事項の決裁者(参考例)

事項	最終決裁者	合議者	起案	参考例
(1) 特に重要なもの	大臣		各課 総務課 各課 各課 各課 各課	法律案の提案理由の説明に関する事項 予算及び決算の説明に関する事項 国会等に対する資料等の提出について特に重要と認められる事項 審議会等に対する諮問について特に重要と認められる事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く) 法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理について特に重要と認められる事項 前記のほか、特に重要な事項
(2) (1)、(3)～(8)以外のもの	長官		各課 各課	内閣総理大臣に対し、府令を発することを求めること(軽微なものを除く。) 訓令、告示その他諸規程の制定又は改廃に関する事項(軽微なものを除く。) その他法令等に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。) 国会等に対する資料等の提出に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。) 審議会等に対する諮問に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。) 訴訟に関する事項(訴訟代理人の指定を含む。) 不服申立てに対する裁決及び決定に関する事項 法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理について重要と認められる事項 補助金等の交付要綱の決定、補助金等の交付の決定、補助金等の交付に係る補助事業等の実績報告書の審査、補助金等の確定等に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。) 各種国際会議への参加及び分担金の負担に関する事項 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「独法通則法」という。)第28条第1項(業務方法書)の規定に基づく認可に関する事項 独法通則法第30条第1項(中期計画)の規定に基づく認可及び第38条第1項(財務諸表等)の規定に基づく承認に関する事項 特例民法法人の設立許可の取消し及び公益信託の引受けの許可に関する事項 前記のものに準ずる事項
(3) 許可、認可その他の申請に対する処分(以下「許認可等」という。)に関するもののうち軽微なもの	次長		消費者政策課 各課 各課 各課	行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第3項(審査基準)及び第6条(標準処理期間)の規定に基づく公表に関する事項 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に基づく行政文書の開示等に関する事項 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づく保有個人情報の開示等に関する事項 所管法に規定された個別の許認可等に関する事項のうち軽微なもの(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)

			各課	独法通則法第44条第3項(利益及び損失の処理)の規定に基づく承認、第45条第1項ただし書及び第2項ただし書(借入金等)並びに第48条(財産の処分等の制限)の規定に基づく認可並びに第47条第1号及び第2号(余裕金の運用)の規定に基づく指定に関する事項
			各課	公益法人の定款(寄附行為)変更の認可、基本財産又は残余財産の処分の認可、解散届出の受理に関する事項
			各課	公益信託の受託者及び信託管理人の解任及び選任並びに辞任の許可、公益信託の変更に関する事項、信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割及び保存行為等の範囲を超える行為の許可、検査役の選任、信託財産管理命令及び信託財産法人管理命令に関する事項、信託財産管理者等の辞任の許可及び解任、信託の終了の請求に関する事項
(4) 指定の取消し、認定の取消しその他の事業者等に対する不利益処分に関するもののうち軽微なもの	次長		各課 各課 各課	行政手続法第12条第1項(処分の基準)の規定に基づく公表に関する事項 所管法に規定された個別の不利益処分に関する事項(軽微なものに限る。) 独法通則法第35条の3(違法行為等の是正)の規定に基づく違法行為等の是正に関する事項(第35条の8において準用する場合を含む。)
(5) 事業者等に対して行う公権力の行使に当たる報告徴求、立入検査その他の行為(以下「調査等」という。)のうち軽微なもの	課長	総務課長 総務課長 総務課長	各課 各課 各課	所管法に規定された個別の調査(報告徴求・立入調査等)に関する事項(軽微なものに限る。) 補助金等に係る補助事業等の監督、検査等に関する事項 独法通則法第64条第1項(報告及び検査)の規定に基づく報告徴収及び立入検査に関する事項
(6) 法令及び諸規定の制定及び改廃に関するもののうち軽微なもの	課長	総務課長 総務課長 総務課長 総務課長	各課 各課 各課 各課	公益法人又は公益信託の事業状況等の監督、検査等に関する事項(軽微なものに限る。) 質問主意書の答弁書の延期に係る閣議請議 内閣総理大臣に対し、府令を発することを求めること(軽微なものに限る。) 訓令、告示その他諸規程の制定又は改廃(軽微なものに限る。)に関する事項 府令、訓令、告示等の正誤に関する事項 法令等の解釈に関する事項
(7) 補助金、委託費その他の予算の執行を伴う施策の遂行に関するもののうち軽微なもの	課長	総務課長	各課	補助金等の交付要綱の決定、補助金等の交付の決定、補助金等の交付に係る補助事業等の実績報告書の審査、補助金等の確定等に関する事項(軽微なものに限る。)
(8) 許認可等、不利益処分、調査等に当たらない連絡、調整、伝達その他の行為に関するもの	課長	総務課長	各課 各課 各課 各課	法令の規定に基づく関係行政機関等への協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理に関する事項(他の専決事項欄に掲げる事項を除く。) 審議会等に対する諮問等に関する事項(軽微なものに限る。) 各種会議の開催通知に関する事項 後援名義等の使用承認、消費者庁名義の出版物の刊行等に関する事項(定例的なものを除く。) 後援名義等の使用承認、消費者庁名義の出版物の刊行等に関する事項(定例的なものに限る。)

(第5条関係) 消費者庁の事務の執行に関する事項の決裁者(参考例)

事項	最終決裁者	合議者	起案	参考例
(1) 重要なもの	長官		総務課	顧問及び参与の任免に関する事項
			総務課	企画官(これと同等の官職を含む。以下同じ。)以上の官職を占める職員の任免、俸給の決定等に関する事項
			総務課	職員処分の処分に関する事項(※専決せず)
			総務課	叙勲等の推薦に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)
			総務課	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類等の作製、送付等に関する事項
(2) (1)及び(3)以外のもの	次長		総務課	会計に關係ある犯罪が発覚したときの通知又は報告に関する事項
			総務課	前記のほか、重要又は異例な事項
			総務課	課長補佐(これと同等の官職を含む。以下同じ。)以下の官職を占める職員の任免、俸給の決定等に関する事項
			総務課	政策調査員取扱要領の規定に基づく非常勤職員の任免に関する事項
			総務課	企画官以上の官職を占める職員の外国出張命令等に関する事項
			総務課	その他人事に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)
			総務課	会計検査院の検査報告に対する答弁又は措置に関する事項
			総務課	契約審査委員の指定に関する事項
			総務課	一般競争参加者の資格に関する事項
			総務課	指名競争参加者の資格及び指名基準に関する事項
			総務課	予算執行職員から提出された意見の表示に対する措置に関する事項
			総務課	予算執行職員又は物品管理職員が故意又は重大な過失によりその義務に違反して国に損害を与えたと認められたときの弁償命令及び通知に関する事項
			総務課	現金、有価証券その他の財産を亡失したときの通知又は報告に関する事項
			総務課	出納職員が現金を亡失し、国に損害を与えたときの弁償命令に関する事項
			総務課	国の債権の徴収停止、内容の変更、免除等に関する一般的基準の設定及び一件100万円以上のものの個別承認に関する事項
			総務課	歳入徴収官等が行う国の債権の管理に関する事務のうち徴収停止、内容の変更、免除等に関する事項
			総務課	国有財産の管理及び処分について重要と認められる事項
総務課 /各課	その他会計に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)			
(3) 軽微なもの	課長		総務課	災害補償に関する事項
			総務課	課長以上の官職への任用審査の申請に関する事項
			総務課	任用候補者の提示の請求及びその選択結果の通知に関する事項
			総務課	兼業及び営利企業への就職の承認に関する事項
			総務課	給与の協議に関する事項
			総務課	給与法第22条(非常勤職員の給与)の規定による非常勤職員の給与の決定に関する事項
			総務課	退職手当の通知に関する事項
			総務課	研修に関する事項
			総務課	人事統計報告に関する事項

		総務課	人事に関する証明に関する事項
		総務課	死亡に係る叙位及び叙勲等の推薦に関する事項
		総務課	課長補佐以下の官職を占める職員の外国出張命令等に関する事項
		総務課	旅券法(昭和26年法律第267号)に基づく手続に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)
		／各課	
		総務課	その他人事に関する軽微な事項
		総務課	職員の厚生に関する事項
		総務課	歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出官、契約担当官、出納官吏、出納員、物品管理官等各種法令の規定に基づく会計機関(代理官、分任官及び補助者を含む。)の設置及び改廃に関する事項
		総務課	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)の規定に基づく監督職員又は検査職員の任命に関する事項
		総務課	予算決算及び会計令の規定に基づく出納官吏等の検査員に関する事項
		総務課	予算の移用、流用、移替え及び科目設置に関する事項
		総務課	支払の計画及び支出負担行為の計画に関する事項
		総務課	繰越明許費の翌年度にわたる債務負担に関する事項
		総務課	繰越に関する事項
		総務課	年度開始前の資金交付に関する事項
		総務課	前払金及び概算払の協議に関する事項
		総務課	前渡資金の手持限度額及び手持保管額に関する事項
		総務課	歳入歳出外の国庫内移換に関する事項
		総務課	徴収、支出総報告書に関する事項
		総務課	契約についての協議及び報告に関する事項
		総務課	国の債権の管理に関する事項(歳入徴収官等の行う国の債権の管理に関する事務のうち徴収停止、内容の変更、免除等に関する事項を除く。)
		総務課	物品の管理に関する事項
		総務課	国有財産の設置、管理及び処分に関する事項のうち軽微なもの
		総務課	その他会計に関する軽微な事項
		／各課	
	総務課長		

(※)職員に対する人事権は、長官に存するものであり、特命担当大臣にはない。(国家公務員法第55条第1項等)

(第6条関係) 合議について(参考例)

事項	合議者	起案	参考例
(1) 第4条第4号から第6号までに掲げるもの	総務課長	各課	
(2) 国会に関するもの	総務課長	各課	国会等に対する資料等の提出に関する事項
(3) 官報掲載に関するもの	総務課長	各課	官報掲載に関する事項
(4) 消費者庁の後援名義等の使用承認、消費者庁名義の出版物の刊行等に関するもの(定例的なものは除く。)	総務課長	各課	消費者庁の後援名義等の使用承認、消費者庁名義の出版物の刊行等に関するもの(定例的なものは除く。)
(5) 歳入予算又は歳出予算の執行(当該執行のためにする訓令等の制定又は改廃を含む。)に関するもの	総務課長	各課	
(6) 記者公表その他の広報に関するもの	総務課長	各課	新聞、インターネット等を通じた発表その他広報に関する事項
(7) 消費者庁の保有する情報の公開及び個人情報の保護に関するもの	総務課長	各課	情報公開法に基づく行政文書の開示等に関する事項
	総務課長	各課	行政機関個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示等に関する事項

(参考)政策の執行に関する事項であるか、事務の執行に関する事項であるかのメルクマール

以下に掲げる事項は、原則、政策に関する事項(第4条)とは整理されず、事務の執行に関する事項(第5条)として処理されることとなる。

(担当審議官が存在しない場合)

- | |
|---|
| <p>(1) 総務課の所掌事務として規定されている事項の全て</p> <p>(2) 地方協力課の所掌事務として規定されている事項のうち、下線を付したもの</p> <ul style="list-style-type: none">一 消費者庁の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。二 消費者安全法(第三章に限る。)の規定による消費者安全の確保に関すること。三 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。 |
|---|